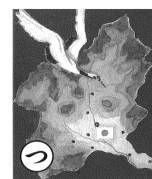




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月20日(火) 第9894号

目次

ページ

告 示

- 群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数(国保援護課) 2
- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 2
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) 2
- 同 3
- 同 3
- 同 3
- 同 5
- 同 5
- 同 6
- 同 6
- 同 7
- 同 7
- 同 8
- 同 9
- 同 9
- 同 9
- 同 10
- 同 10
- 同 11

公 告

- 都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧(都市計画課) 11
- 都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る縦覧(同) 11
- 開発工事の完了(建築課) 12

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 12

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施(警察本部会計課) 13

落 札

- 落札者等の決定(メディアプロモーション課) 15
- 同 15
- 同(がんセンター) 16

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第133号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数を次のとおり定め、令和3年6月1日から施行する。

なお、群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数の告示（平成25年群馬県告示第198号）は、令和3年5月31日限り廃止する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

保険医及び保険薬剤師を代表する委員 30人

保険者を代表する委員 30人

公益を代表する委員 30人

## ◎群馬県告示第134号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 安中市磯部二丁目字天竺955番1の一部、1015番2の一部、寺ノ前1019番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

## ◎群馬県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画下水道事業 前橋公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年7月21日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 なし
    - イ 使用の部分 昭和57年群馬県告示第648号、昭和58年群馬県告示第463号、昭和60年群馬県告示第862号、昭和62年群馬県告示第548号、昭和63年群馬県告示第973号、平成2年群馬県告示第715号、平成4年群馬県告示第702号、平成7年群馬県告示第174号、平成10年群馬県告示第1

33号、平成16年群馬県告示第187号、平成16年群馬県告示第450号、平成23年群馬県告示第132号、群馬県告示第374号及び平成29年群馬県告示第122号の事業地を次のとおり変更する。

力丸町の一部を追加する。

(2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画下水道事業 前橋公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和27年9月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋勢多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋勢多都市計画下水道事業 前橋公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年8月11日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条

第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分

(ア) 高崎都市計画下水道事業 昭和55年群馬県告示第241号、昭和57年群馬県告示第347号、昭和60年群馬県告示第315号、昭和61年群馬県告示第301号、昭和63年群馬県告示第455号、昭和63年群馬県告示第972号、平成元年群馬県告示第813号、平成6年群馬県告示第179号、平成6年群馬県告示第552号、平成7年群馬県告示第698号、平成9年群馬県告示第628号、平成10年群馬県告示第123号、平成10年群馬県告示第188号、平成11年群馬県告示第253号、平成13年群馬県告示第314号、平成14年群馬県告示第364号、平成16年群馬県告示第174号、平成16年群馬県告示第188号、平成16年群馬県告示第190号、平成16年群馬県告示第413号、平成16年群馬県告示第467号、平成17年群馬県告示第186号、平成23年群馬県告示第121号、平成27年群馬県告示第102号、平成28年群馬県告示第142号及び令和元年群馬県告示第6号の事業地を次のとおり変更する。

北原町字風呂川の一部を削除する。

(イ) 箕郷都市計画下水道事業 昭和62年群馬県告示第717号、平成5年群馬県告示第827号、平成7年群馬県告示第387号、平成9年群馬県告示第106号、平成12年群馬県告示第51号、平成16年群馬県告示第175号、平成16年群馬県告示第414号、平成23年群馬県告示第121号及び平成28年群馬県告示第142号の事業地を次のとおり変更する。

箕郷町上芝字上川原及び字社宮司、下芝字薬師、字上田屋、字原及び字清水並びに白川字一町田及び字田谷の各一部を追加する。

(ロ) 榛名都市計画下水道事業 昭和63年群馬県告示第851号、平成8年群馬県告示第194号、平成10年群馬県告示第124号、平成11年群馬県告示第580号、平成13年群馬県告示第177号、平成14年群馬県告示第627号、平成16年群馬県告示第627号、平成17年群馬県告示第47号、平成23年群馬県告示第121号及び平成28年群馬県告示第142号の事業地を次のとおり変更する。

中里見町字中川並びに本郷町字下長、字寺内、字供養塚、字蔵屋敷、字下長前及び字大坊前の各一部を追加する。

(ハ) 吉井都市計画下水道事業 変更なし

(2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 変更なし
  - (2) 雨水
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、桐生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 桐生市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 桐生都市計画下水道事業 桐生公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年11月17日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 汚水
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 平成8年群馬県告示第64号、群馬県告示第730号、平成12年群馬県告示第105号、平成19年群馬県告示第132号、平成23年群馬県告示第123号及び平成28年群馬県告示第135号の事業地を次のとおり変更する。

川内町二丁目、川内町三丁目及び川内町五丁目の各一部を削除する。
  - (2) 雨水
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、沼田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 沼田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 沼田都市計画下水道事業 沼田公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和53年4月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 昭和53年群馬県告示第283号、昭和59年群馬県告示第299号、昭和62年群馬県告示第249号、平成3年群馬県告示第229号、平成4年群馬県告示第665号、平成10年群馬県告示第187号、平成12年群馬県告示第110号、平成17年群馬県告示第233号、平成23年群馬県告示第137号及び平成28年群馬県告示第144号の事業地を次のとおり変更する。

新町字八幡平の全部を削除し、清水町字滝平、鍛冶町字滝平及び字南原、下之町字滝平及び字滝棚並びに戸鹿野町字稲荷平の各一部を削除し、高橋場町字鎌倉及び字林ノ上の各一部を追加し、戸鹿野町字日陰平及び字八幡平並びに新町字日陰平を変更する。

## (2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、渋川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画下水道事業 渋川公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 昭和54年群馬県告示第186号、昭和60年群馬県告示第470号、昭和61年群馬県告示第172号、平成3年群馬県告示第61号、平成10年群馬県告示第89号、平成16年群馬県告示第172号、平成16年群馬県告示第547号、平成23年群馬県告示第90号及び平成28年群馬県告示第131号の事業地を次のとおり変更する。

金井字堂場及び字齒黒、石原字南原、字高源地、字大中子及び字唐沢、中村字中島及び字蜂島、半田字入

道林、字向畑及び字榎田並びに行幸田字石坂及び字西石坂の各一部を削除する。

(2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、藤岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画下水道事業 藤岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月19日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 昭和55年群馬県告示第99号、昭和60年群馬県告示第278号、昭和61年群馬県告示第812号、平成3年群馬県告示第354号、平成5年群馬県告示第305号、平成10年群馬県告示第160号、平成16年群馬県告示第464号、平成22年群馬県告示第126号、平成23年群馬県告示第124号及び平成28年群馬県告示第144号の事業地を次のとおり変更する。

下栗須字水引塚及び下戸塚字稲荷前の各一部を追加し、下栗須字円浄を変更し、本郷字田中及び字尺地地内の各一部を削除する。

(2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

---

◎群馬県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、富岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 富岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道事業 富岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和58年9月16日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

## (2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、安中都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 安中市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 安中都市計画下水道事業 安中公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年1月6日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 昭和62年群馬県告示第10号、平成元年群馬県告示第764号、平成5年群馬県告示第197号、平成9年群馬県告示第278号、平成16年群馬県告示第189号、平成16年群馬県告示第451号、平成23年群馬県告示第139号及び平成28年群馬県告示第147号の事業地を次のとおり変更する。

板鼻字中川原、字下町、字本町及び字仲町、安中四丁目字下ノ堀並びに原市字馬場東、字宮内南及び字大上の各一部を追加し、板鼻字梅ノ木、字館下、字稲荷木、字海竜寺及び字小丸田、安中二丁目字川原町及び字長竜、安中三丁目字東町、字西町及び字新町、安中五丁目字森下、字遠丸、字川原田、字小城谷戸、字城下及び字新道、安中字池尻、字欠下及び字米山、高別当字井戸谷戸、字兔谷戸、字伊勢原、字乙矢頭及び字一里山、原市三丁目字芝原東、原市字悪途、字下町南及び字雲雀、築瀬字西原、字日向及び字上久保並びに郷原字原の各一部を削除し、板鼻字大門西、字蛤瀬、字荒田、字館石、字毘沙門、字屏風岩、字栃谷戸、字古城、字管沢、字上町及び字鷹ノ山、安中一丁目字七曲り及び字給人畑、安中二丁目字七曲り、安中三丁目字川原町、安中四丁目字新町、安中字城下及び字紅ヶ谷戸、高別当字甲矢頭裏、古屋字下原及び字甲二ッ屋、原市四丁目字中町北、原市字天王東、字天王西、字悪途東、字石神、字荒屋敷、字南池尻、字下町北、字馬場西、字山王、字西ノ谷津、字下里山、字正善山、字塩ノ谷津、字三軒家及び字正善、築瀬字堤下及び字下久保並びに郷原字諏訪西、字北宮林、字宮林、字番匠屋敷、字中原及び字東下毛山の各一部を変更する。

## (2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし



## ◎群馬県告示第146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、みどり都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画下水道事業 みどり公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年9月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 汚水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分 平成4年群馬県告示第834号、平成4年群馬県告示第717号、平成10年群馬県告示第134号、平成10年群馬県告示第224号、平成12年群馬県告示第41号、平成13年群馬県告示第98号、平成18年群馬県告示第89号、平成18年群馬県告示第90号、平成23年群馬県告示第147号及び平成28年群馬県告示第132号の事業地を次のとおり変更する。

大間々町大間々並びに笠懸町阿左美及び鹿の各一部を追加する。

## (2) 雨水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第147号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、榛東都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 榛東村
- 2 都市計画事業の種類及び名称 榛東都市計画下水道事業 榛東公共下水道
- 3 事業施行期間 平成11年10月22日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

## (1) 収用の部分 なし

## (2) 使用の部分 変更なし

## ◎群馬県告示第148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、吉岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 吉岡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 吉岡都市計画下水道事業 吉岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和56年12月18日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 昭和56年群馬県告示第975号、昭和61年群馬県告示第480号、平成3年群馬県告示第353号、平成4年群馬県告示第624号、平成7年群馬県告示第490号、平成9年群馬県告示第441号、平成15年群馬県告示第208号、平成16年群馬県告示第168号、平成16年群馬県告示第495号、平成23年群馬県告示第304号、平成23年群馬県告示第149号及び平成29年群馬県告示第126号の事業地を次のとおり変更する。

大字大久保字長坂及び字沼の各一部を追加する。

---

**◎群馬県告示第149号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、甘楽都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 甘楽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 甘楽都市計画下水道事業 甘楽公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和62年9月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 昭和62年群馬県告示第718号、平成元年群馬県告示第857号、平成6年群馬県告示第19号、平成9年群馬県告示第243号、平成16年群馬県告示第192号、平成16年群馬県告示第471号、平成23年群馬県告示第126号及び平成28年群馬県告示第150号の事業地を次のとおり変更する。

大字上野字一丁田南及び字坊ヶ崎の各一部を追加し、大字白倉字西大山及び字久保ママ下、大字福島字大山前、字中塚、字北貝戸、字鹿嶋下、字椿森、字精心場、字駒形、字君川戸、字遠藤、字木ノ下、字稲荷北、字笹森及び字大日、大字小川字北原、字大山、字二日町、字西台、字浅間塚、字伊勢山、字数塚及び字大崩、大字小幡字中道、字欠上、字上原、字大下町西側、字大下町東側、字下町東側、字中町東側、字上町東側、字金山、字立足、字下町西側、字大手西、字中門内、字菜園、字外馬場及び字後性寺並びに大字福島字落矢の各一部を削除し、大字小幡字下夕町及び字久保町を変更する。

---

**◎群馬県告示第150号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、みなかみ都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みなかみ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みなかみ都市計画下水道事業 みなかみ公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

#### ◎群馬県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、玉村都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 玉村町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉村都市計画下水道事業 玉村公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年2月9日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画高度利用地区 高崎駅東口栄町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年3月29日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画第一種市街地再開発事業 高崎駅東口栄町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年3月29日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越136-6	前橋市下大島町122番地1 アークコート下大島105号 平形弘樹、平形あゆみ
2	北群馬郡吉岡町大字大久保字宮東2869-1	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
3	邑楽郡邑楽町大字光善寺字後通397-2、398-1	太田市東新町545番地1 株式会社彩建築舎 代表取締役 福田大
4	安中市中野谷字人見境1-2、3-8、7-15、安中市松井田町人見字東原1938-1、1938-3、1939、1940-1、1940-4、1940-5、1941-1、1942、1945-1、1945-3、1945-4、1946、1947、1948、1949-1、1949-2、1951、1952、1953、1955、1955-2、1956、1958、1959、1963、1964、1965、1966-1、1966-2、1966-3、1966-4、3262、3263	安中市原市432 株式会社ボルテックスセイニング 代表取締役 武井宏
5	邑楽郡千代田町大字福島字大山707-13、707-14	邑楽郡千代田町大字福島707番地の4 久我ダニロ、久我里奈
6	みどり市笠懸町阿左美623-1、633-2、633-3、633-10、633-11、633-12、633-15、642-1、642-3、642-4、642-5、642-6、642-7、642-8、642-9、642-10、643-6、643-8	みどり市笠懸町阿左美643番地6 株式会社永沢製作所 代表取締役 永澤晴雄

**■選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和3年4月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
星野定利後援会	星野定利	星野日出子	桐生市川内町3-59-4
夢と希望	関有司	関佐智子	みどり市笠懸町阿左美3326
吉岡登後援会	山岸幸好	吉岡幸子	安中市松井田町坂本937-3

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年4月20日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

### 1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 指掌紋情報管理システム機器等賃借 一式
- (2) 入札件名の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和3年10月1日（金）から令和9年9月30日（木）まで
- (4) 履行場所 群馬県前橋市元総社町535番地の1 群馬県警察本部刑事部鑑識課（詳細は、仕様書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年5月6日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月17日（月）午後4時までに資格者名簿への登録を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者(手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214~2216

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和3年4月20日(火)から同年5月17日(月)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)の場所

- (3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和3年5月20日(木)までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 提出期限 令和3年5月17日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「指掌紋情報管理システム機器等賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年5月31日(月)午前10時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月28日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「指掌紋情報管理システム機器等賃借入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場

合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Chiyonobu Kohei, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Rental for Infomation management system of finger and palm print, 1 set

(3) Rent period: From October 1, 2021 through September 30, 2027

(4) Dates of issue for tender documents: From April 20 through May 17, 2021, from 9:00 a.m. to 5:00 p.m.

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(5) Time-limit for tender: May 31, 2021 at 10:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than May 28, 2021 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (ext. 2214 - 2216) (Japanese language only)

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の製作・発行委託業務  
「ぐんま広報」 1回につき609,000部 12回発行  
「群馬県議会だより」 1回につき609,600部 4回発行
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 ジャーナル印刷株式会社 群馬県前橋市箕井町456-12
- 5 落札金額 38,440,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年2月9日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年4月20日

群馬県知事 山本 一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県政広報紙「ぐんま広報」及び「群馬県議会だより」の新聞折込配布委託業務 1回につき586,000部を12回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社総合PR 群馬県前橋市元総社町936-4
- 5 随意契約に係る契約金額 68,585,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和3年4月20日

群馬県立がんセンター院長 鹿沼達哉

- 1 落札に係る特定役務の名称 群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局総務課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社和心 群馬支店 群馬県前橋市下小出町2-25-7 カルトセゾン102
- 5 落札金額 193,644,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和3年2月2日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111